

## 人権教育学習プラン

# 校内研修のための ハンドブックその2



平成28年3月

和歌山県教育委員会

## はじめに

「人権の世紀」といわれる21世紀に入って、すでに15年以上が経過しました。

この間、国連では、「人権教育のための国連10年（1995～2004）」を引き継ぎ、2004年から「人権教育のための世界計画」のもと、人権教育の対象を焦点化しながら段階的に取組の拡充を図ってきたところです。

こうした過程で、国連は、平成23（2011）年に「人権教育及び研修に関する国連宣言」を採択しました。これは、世界中のすべての人が人権教育・人権研修の機会を持つ権利を有すること、そして国や公共団体等はそのための諸条件を整備する義務を負うべきこと等を宣言するもので、「人権教育のための国連10年」を起点に国際社会が継続的に取り組んできている人権教育及び人権研修を充実・発展させることを強力に奨励かつ支援する、国際的な人権に関する文書です。

わが国においても、平成12（2000）年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、平成14（2002）年にはこの法律に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。これらを踏まえ、文部科学省に「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」が設置され、平成20（2008）年3月には、学校における人権教育推進のための理論的指針や実践的事例を盛り込んだ「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」が公表されました。

また、平成27年は、部落差別の早期解決が「国の責務」であり、また同時に「国民的な課題」として「同和对策審議会答申」が出されて50年という、歴史的にも一つの大きな節目の年でありました。この節目を契機として、私たちは今、改めて、同和問題はもとより、様々な人権課題に対する意識の向上を図っていくことが重要であり、特に未来を担う子供には、人権に対する知識理解はもちろんのこと、差別や社会の不合理に気づき、そして、正していく力、すなわち実践的行動力を身に付けさせることが、ますます重要になってくると考えます。

和歌山県教育委員会では、このような国内外の人権教育を取り巻く情勢を踏まえ、「和歌山県人権教育基本方針」に基づき、人権教育の推進に努めているところでありますが、特に、各学校における人権教育の取組をより一層推進するため、研修会の充実をはじめ、『人権教育学習プラン－実践事例集－』を刊行してまいりました。

昨年度からは、校内研修での活用に焦点を当て、人権教育上の今日的な課題を取り上げるとともに「和歌山県人権教育研究推進事業」や「人権教育リーダー養成講座」の実践事例を掲載しています。各学校においては、これまで刊行してきた資料集と併せて、本ハンドブックが校内研修の充実と、学校全体での組織的、計画的な人権教育推進の取組に活かされることを期待しています。

結びに、本ハンドブックの発刊にあたり、ご協力いただきました関係者各位に、厚くお礼申し上げます。

平成 28 年 3 月

和歌山県教育庁生涯学習局生涯学習課人権教育推進室

室 長 原 寿 宏

# CONTENTS

## はじめに

<b>I. 活用にあたって</b> .....	1
1 「人権教育学習プラン」指導者用資料集の刊行.....	3
2 人権教育の指導方法等の改善・充実.....	4
●人権教育の充実をめざした教育課程の編成.....	4
●「全体計画」「年間指導計画」の改善・充実.....	4
●人権教育の指導内容の構成及び指導方法について.....	5
3 掲載している学習単元例.....	6
<b>II. 校内研修を積極的に進めるために</b> .....	7
1 「人権教育の推進に関する調査」結果から校内研修に関わる内容.....	9
2 校内研修を進めるに当たってQ&A.....	10
3 人権尊重の視点に立った学校づくり.....	13
4 人権教育とその他の教育活動との関連.....	14
5 人権尊重の視点に立った学校づくりのためのチェックリスト.....	16
6 人権を尊重した授業づくりのためのチェックリスト.....	20
7 理解を深めるために ①同和教育について.....	21
②障害者差別解消法について.....	23
③性的マイノリティについて.....	28
<b>III. 学校における実践事例</b> .....	37
1 小学校.....	
●みんなのきらきら みつけた（自己の成長）..... 勝浦小学校.....	39
●あきまつりをたのしもう（仲間との協力）..... 田辺東部小学校.....	47
●高齢者にできることを考えよう（高齢者の人権）..... 浜宮小学校.....	53
2 中学校.....	
●英語で旅行計画を魅力的に伝えよう（学び合い、伝え合い）... 妙寺中学校.....	61
●よりよい人間関係を築いていくために（多様性）..... 金屋中学校.....	67
●オレンジリボンから子供の虐待について学ぶ（子供の虐待）... 城南中学校.....	73
3 高等学校.....	
●人はなぜ働くのか（労働者と人権）..... 和歌山工業高等学校.....	83
●自由で平等な社会とは（公平・公正）..... 開智中学校・高等学校.....	89
<b>IV. 参考資料</b> .....	97
(1) 和歌山県人権教育基本方針.....	98
(2) 人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕概要.....	100
(3) 人権教育を通じて育てたい資質・能力【参考】.....	101
(4) 人権教育の推進に関する取組状況の調査結果について.....	102

# I.活用にあって





# 1 「人権教育学習プラン」指導者用資料集の刊行

県教育委員会では、各学校における人権教育の指導方法等の改善・充実の取組をより一層推進するため、平成19年度より毎年指導者用資料を刊行しています。

平成19年度、20年度には、全体計画、年間指導計画の作成・充実の取組を掲載した資料集『人権教育学習プラン—実践事例集—』、『人権教育学習プラン—実践事例集—その2』を刊行しました。

その後、各学校において効果的な教材の選定・開発や指導方への関心が高まり、より具体的な学習教材・単元開発等の成果を掲載した資料集『人権教育学習プラン—実践事例集—その3』～『人権教育学習プラン—実践事例集—その6』を刊行しました。

昨年度より、校内研修を積極的に進めていただけるよう、これまでの具体的な実践事例に加えて、指導内容・方法等に関する参考資料を掲載した『人権教育学習プラン校内研修のためのハンドブック』を刊行しています。



## 2 人権教育の指導方法の改善・充実

### 人権教育の充実をめざした教育課程の編成

学校において人権教育を展開する際には、各教科等のそれぞれの特質に応じ、教育活動全体を通じて推進していくことが大切です。その際、人権教育の目標と各教科等の目標やねらいとの関連を明確にした上で、人権に関する意識・態度、実践力を養う人権教育の活動と、それぞれの目標・ねらいに基づく各教科等の指導とが、有機的・相乗的に効果を上げられるようにしていくことが重要です。



### 「全体計画」「年間指導計画」の改善・充実

「全体計画」は、当該学校における人権教育の推進の根幹となるものであり、「年間指導計画」は当該年度における取組の全体像を具体的に把握し、共通認識をもって人権教育に取り組めるようにするための、大切な指針となるものです。これらの作成及び改善・充実に当たっては、全教職員の共通理解など、学校全体の組織的な取組として進めていく必要があります。

#### 全体計画充実のための留意点

- ①児童生徒の実態や課題を明確にする。
- ②児童生徒の実態や課題、保護者や地域の願いに即した人権教育の目標を設定する。
- ③各教科等における取組と人権教育の目標との関連を整理する。
- ④家庭や地域、関係機関等との協力や連携について整理する。

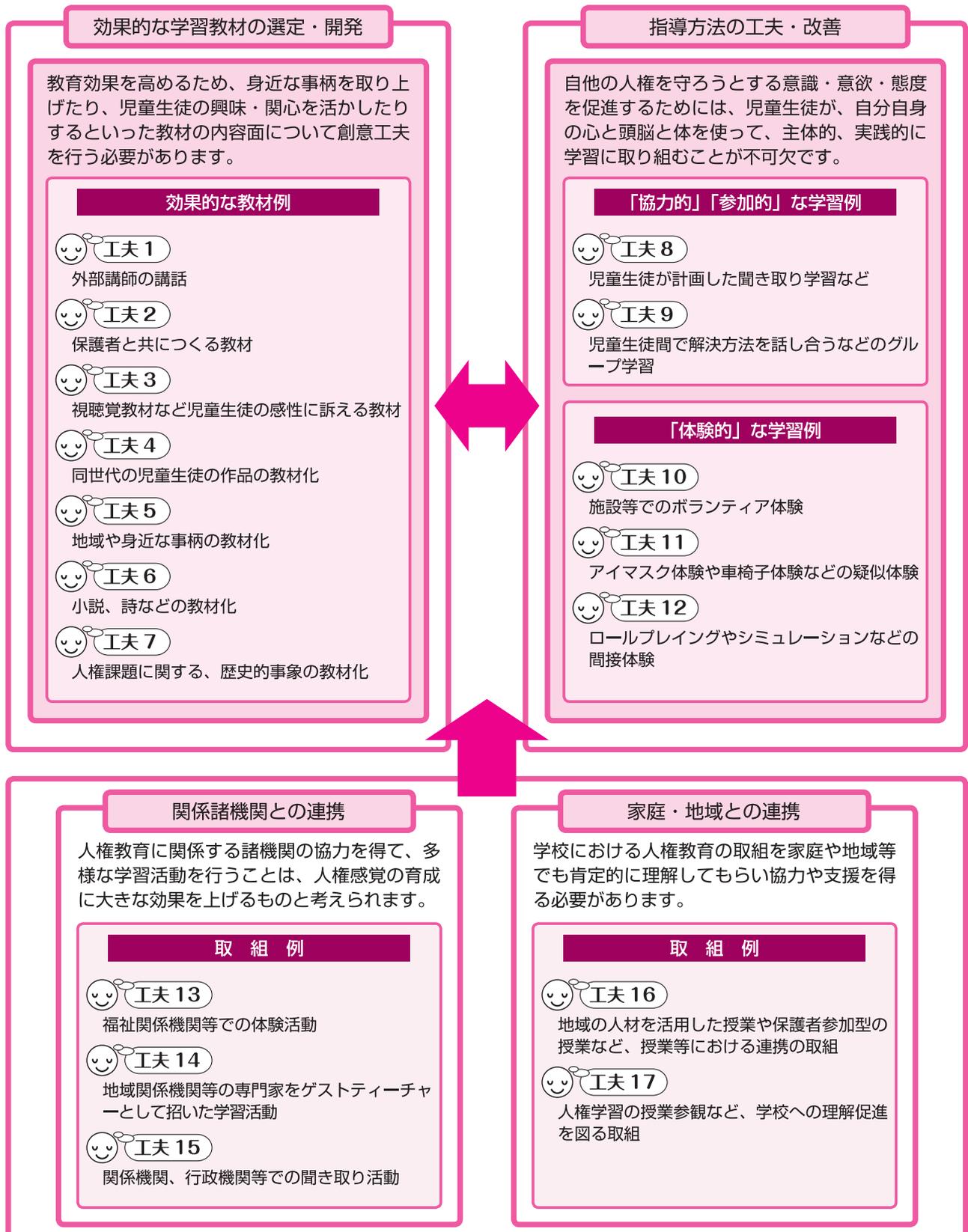
#### 年間指導計画充実のための留意点

- ①全体計画に位置づけた目標等を踏まえたものにする。  
(人権教育の取組と、全体計画に示した人権教育目標等との関連が明確になるよう工夫する)
- ②目標の具現化につながる各教科等の学習単元を位置づける。
- ③各教科等における取組の人権教育としての目標を明確にする。
- ④教科等を横断した学習単元を開発する。

# 人権教育の指導内容の構成及び指導方法について

## 多様な創意工夫の視点

人権教育の学習の効果を高めるためには、教材の内容面や指導方法等に創意工夫を行う必要があります。以下に多様な創意工夫の視点等を例示します。学校における人権教育の改善・充実に向けた取組の参考にしてください。



### 3 掲載している学習活動例

	学校種 ・学年	テーマ	単元名	この単元で育てたい資質・能力
1	小学校 第1学年	自己の成長	みんなのきらきら みつけた	<b>技能的側面</b> (コミュニケーション技能、協力) <b>価値的・態度的側面</b> (自己理解、他者理解、自尊感情、自己の成長、共生)
2	小学校 第1学年	仲間との協力	あきまつりを たのしもう	<b>技能的側面</b> (コミュニケーション技能) <b>価値的・態度的側面</b> (参加、協力、自他の尊重、自己有用感)
3	小学校 第6学年	高齢者の人権	高齢者にできることを 考えよう	<b>技能的側面</b> (想像力、他者の思いを感知する感覚) <b>価値的・態度的側面</b> (自他の尊重)
4	中学校 第2学年	学び合い、 伝え合い	英語で旅行計画を魅力 的に伝えよう	<b>技能的側面</b> (コミュニケーション技能、合意形成、プレゼンテーション能力) <b>価値的・態度的側面</b> (自他の尊重)
5	中学校 第3学年	多様性	よりよい人間関係を築 いていくために	<b>技能的側面</b> (互いの相違を認める、想像力、コミュニケーション)
6	中学校 全学年	子供の虐待	オレンジリボンから子 供の虐待について学ぶ	<b>知識的側面</b> (虐待の状況やその対応方法) <b>価値的・態度的側面</b> (人間の尊厳)
7	高等学校 第1学年	労働者と人権	人はなぜ働くのか	<b>知識的側面</b> (労働者の権利) <b>価値的・態度的側面</b> (自己実現・参加参画)
8	高等学校 第2学年	公平・公正	自由で平等な社会とは	<b>技能的側面</b> (他者の思いを感知する感覚) <b>価値的・態度的側面</b> (公平、公正)

## Ⅱ.校内研修を積極的に進めるために





# 1 「人権教育の推進に関する調査」結果から校内研修に関わる内容

## 校内研修の充実

県教育委員会では例年、各学校における人権にかかわる課題やその解決に向けた取組等、人権教育の推進状況を把握するため「人権教育の推進に関する調査」を実施しています。当該年度の人権教育の研修内容について、以下の項目を選択する様式で調査しました。（複数回答可）

- 【項目】**
- ア 児童生徒の意識、児童生徒が抱える問題などについての現状・背景等に関する内容
  - イ 児童生徒の人間関係づくり、学級集団等の集団づくりに関する内容
  - ウ 人権教育の教材に関する内容
  - エ 人権教育の指導方法等に関する内容
  - オ 家庭・地域との意見の交流等に関する内容
  - カ 地域の関係機関の役割、それらの機関との連携方策に関する内容
  - キ 教職員の人権意識を高める内容
  - ク その他



「ア 児童生徒の意識、児童生徒が抱える問題などについての現状・背景等に関する内容」を選択した学校の割合が比較的高い傾向にあり、人権教育にかかわる校内研修における児童生徒の理解のための研修への取組状況については、十分に取組まれていると考えられます。その一方で、「ウ 人権教育の教材に関する内容」「エ 人権教育の指導方法等に関する内容」を選択した学校の割合は、アを選択した学校の割合と比べて低くなっています。

## 2 校内研修を進めるに当たって Q&A

### Q：研修時間を確保するためにはどのようにしたらいいですか？

A： まずは、研修を年間行事予定に組み込むことが大切です。

また、職員朝礼等の短い時間を利用した簡単な研修報告、個別の人権課題を取り上げた新聞記事や法改正の通知等の紹介なども効果的に行うことが有効です。

### Q：研修内容はどのように選定したらよいのでしょうか？

A： まずは、目的を明確にすることです。「課題を把握するため」「理解を深めるため」「課題を解決するため」の3つの内容のどれに当たるのかを明らかにし、目的にあった研修内容を組み立てていく必要があります。具体的には次のような内容が考えられます。

#### 職員朝礼や職員会議で

- ・人権教育資料等の読み合わせ
- ・研修報告
- ・個別の人権課題を取り上げた新聞記事や法改正の通知等の情報提供
- ・教員自身の言動を振り返るチェックシートの実施
- ・教室環境の整備や掲示物や作品への配慮事項の確認 等

#### 現職教育で

- ・ゲストティーチャーによる講話
- ・啓発映画の視聴
- ・地域や家庭への啓発の在り方の検討
- ・教職員の人権意識の向上をねらいとしたチェックリストの作成 等

#### 教科会・分学会・学年会で

- ・全体計画・年間指導計画の見直し
- ・人権教育学習単元の開発 等

#### 授業研究会で

- ・教科等の授業における人権教育の視点についての協議・交流
- ・価値的・態度的側面、知識的側面、技能的側面に関するバランスを踏まえた指導に関する協議
- ・協力的・参加的・体験的な学習の導入に関する協議 等

**Q：なぜ、人権教育に関する研修をするのでしょうか？**

A： 私たち教職員は、日々の教育活動をとおして、直接児童生徒とふれあいながら指導を行っています。児童生徒にとって、教職員のふるまいや言動は人権教育の環境そのものです。そのふるまいや言動に、決めつけや偏見が潜んでいないか、教職員自らの人権意識を絶えず見つめ直す必要があります。

そうしたことから、教職員自らが人権に関する深い知的理解と、確かな人権感覚を身につけるために、繰り返し研修を行うことが大切です。

**Q：研修の方法にはどのような方法がありますか？**

A： 「講義型」「参加体験型」の大きく2つに分けられます。以下のような特徴がみられます。

**「講義型」**

- 人権課題等専門的分野の知的理解と、問題解決への意欲を高めるためには、効果的、効率的である。

**「参加体験型」**

- 教える側、教えられる側という明確な区分がなく、参加者全員が、自分を振り返り、見つめ直しながら、それぞれの経験や知識を出し合う中で気づきを見つけていく。

**Q：「参加体験型」の研修ではどのようなことに気をつけたらいいでしょうか。**

A： どんなにすばらしいプログラムでも参加者に配慮しないで組み立てたものであれば、活発な意見が出てきません。その研修で参加者に何を考えてもらうのかというねらいがはっきりしていることが重要です。「楽しかった」ということに留まらず、参加者にどのような学びを得てもらうのかということを大切にしてください。以下「参加体験型」の手法については、次のページを参考にしてください。

## 参加体験型学習の手法

### K J 法

ブレインストーミングなどによって出されたアイデアや意見、収集された情報を一枚ずつ小さなカードに書き入れ、それらのカードをグループで討議しながら、共通するテーマごとに分類し、タイトルをつけ、整理していきます。

この手法により問題点が明らかになったり、グループの中の意見が明確になってくるというような効果があります。

また、出されたカードを一枚の紙の上で討議しながら整理していくことによって、それぞれの意見や情報の関係などについても考えることができ、そこからさらに創造的な問題解決につなげていくことができます。

### シミュレーション

仮想的な現実を模擬的に作って、その中でそれぞれの立場や役割に応じた体験をすることを通して考える活動です。

体験する中で、その人はどのように感じ行動することができるのかということを考え、問題についての理解が深まります。

### タイムライン

自分の体験や社会の出来事について、時間軸を使ってとらえていくことによって、自分の人生や社会の変革を振り返る手法です。

様々なテーマについて時間軸でとらえていくことで、過去から現在への流れを考えることができ、そこから発展して未来への展望を考えていくきっかけにもなります。

### ディベート

一つの命題について、一定のルールに基づき、賛成、反対の立場からグループに分かれ、互いに意見を発表し、討議する活動です。

論理的な主張の展開、コミュニケーションや表現についての技術を身につけることができます。また、グループに分かれて実施することから、討議のための調査をしたり、作戦を立てたりするチームワークが重要になります。

勝ち負けを競うことを前提としていますが、応用として途中で賛成、反対の立場を交代することで共感を深めることもできます。

### フィールドワーク

学習テーマに基づき、学習者自らが現場に赴き、調査や当事者からの聞き取りなど、情報収集を行いながら、表層的な情報だけではわからないことを、地域の中にある現実や歴史的な事実からつかみとっていき体験的な学びです。

フィールドワークでは、それぞれの現場で実際に生きた情報を参加者自身が集めたり、聴き取ったりすることで、参

加者が主体性を持ってそのテーマについて考えることができるようになるとともに、理屈だけではなく体験を通じて理解が深まります。

### フォトランゲージ

一枚もしくは数枚の写真やイラスト、絵等の素材を使って、そこに写っているものや表現されているものをグループで読み取りながら話し合い、学んでいく活動です。

自分の中にある価値観や自分のものの見方について考えることができます。

### ブレインストーミング

直訳すると「脳の嵐」ですが、会議や研修などで、参加者が思いつくままにアイデアや情報をどんどん出し合う活動です。

自由な発想や奔放なアイデアを大切にします。質より量、他人の意見の批判や批評はしない、他人の意見と組み合わせたり、他人の意見に自分の意見をくっつけたり、発展させることを奨励するといったことがルールになります。突拍子もないアイデアの中から創造性が生まれます。

### ランキング

いくつかの意見や素材について優先順位をつけていく活動です。それぞれの課題に対する参加者の優先度を明らかにすることができます。個人でもグループでも行うことができ、ブレインストーミングなどと組み合わせることもできます。グループで行う場合は、討議の過程で、自分の意見を提起するとともに、自分と違う意見や価値観を受け止めていくことが重要で、グループの中での合意形成を行っていく中で大きな気づきが得られます。プロセスが重要であり、グループとして一つの結果を出していくことが必ずしも一番の目的ではありません。

はしご型ランキングやダイヤモンドランキングなどがあります。

### ロールプレイ

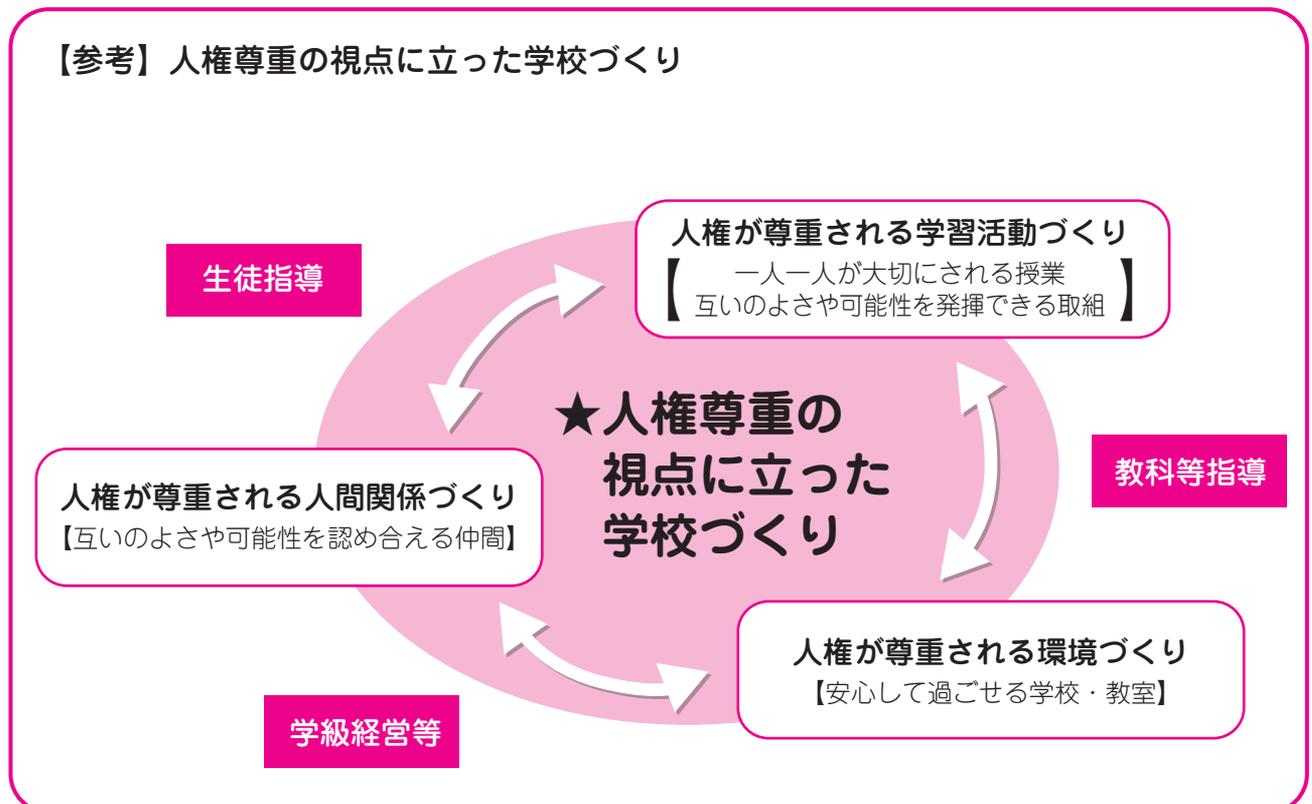
「役割を演ずる」という意味ですが、「役割劇」とも呼ばれます。学習のテーマにあわせて場面を設定し、参加者が様々な役割を演ずることで、そのテーマを具体的に考えたり、自分とは違う視点に気づいたり、自分とは違う立場の人への共感を得ることができます。

問題を話し合う導入等で実施する場合、すべての参加者が役割を演ずるのではなく、問題を具体的に考えるため演技する人と観察する人とに分かれることもあります。演技の上手・下手は関係ありませんが、真剣に演技することが大切です。また、学習前後のフォローが重要です。

### 3 人権尊重の視点に立った学校づくり

人権教育を推進する上で、もとより教育の場である学校が、人権が尊重され、安心してすごせる場でなければなりません。教職員は、教科等の指導、生徒指導、学級経営など、その教育活動の全体を通じて、人権尊重の精神に立って学校づくりを進めていく必要があります。

#### 【参考】 人権尊重の視点に立った学校づくり



人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕実践編より一部抜粋

## 4 人権教育とその他の教育活動との関連

### 生徒指導

- 「自分の大切さとともに他の人の大切さを認める」人権尊重の視点に立った生徒指導が求められます。
- 「児童生徒の基本的な人権や生き方を尊重した指導援助に努める」など、各学校の実態を踏まえて具体的な方針を明確にし、校内研修などで共有を図る。
- いじめに取り組む基本姿勢は、人権尊重の精神を貫いた教育活動を展開することです。

（『生徒指導提要』から一部抜粋）

### 特別活動

- 望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己を生かす能力を養う。

（『小学校学習指導要領 特別活動目標』から一部抜粋）

# 人権教育

## 総合的な学習の時間

- 横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにする。

（『小学校学習指導要領 総合的な学習の時間目標』から一部抜粋）

## 道徳教育

- 道徳教育を進めるに当たっては、～（省略）～人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養うための指導が適切に行われるよう配慮しなければならない。

（『高等学校学習指導要領 第1章総則』から一部抜粋）

## キャリア教育

- 高等学校段階においては、進路指導・キャリア教育の中で、人権に関わる教育を積極的に組み入れていくことが重要となる。

（『第三次とりまとめ』から一部抜粋）

## 5 人権尊重の視点に立った学校づくりのためのチェックリスト

各学校においては、教科指導、生徒指導、学級経営など、その活動の全体を通じて、人権尊重の視点に立った学校づくりに努めていく必要があります。以下の点検項目を参考に、日頃の教育活動について点検を行きましょう。

点検基準 A：十分 B：ほぼ十分 C：やや不十分 D：要改善

### 【推進体制】

人権尊重の視点に立った学校づくりの取組は、校長のリーダーシップのもと、教職員が一体となって組織的、継続的に取り組む必要があります。

1-1 学校長を長とする人権教育推進のための校内組織を確立している。

1-2 全体計画・年間指導計画を作成し、それに基づいた取組をすすめている。

1-3 いじめ・不登校など児童生徒の人権にかかわる問題が発生したとき、学校全体の課題として速やかに対応するための組織をつくっている。

1-4 配慮や支援を要する児童生徒への支援について、共通理解を図っている。

1-5 人権教育の取組の評価を行い、その成果と課題を次の計画や次年度に生かしている。

## 【環境づくり】

学校や学級は一人一人の大切さが認められ、安心して過ごせる場とならなければなりません。すべての教職員が参画し、環境整備に取り組む必要があります。

2-1 教職員間で自分の意見を自由に発言できる雰囲気がある。

2-2 人権への配慮に欠けた言動に気づいたとき、教職員間で指摘し合うことができる。

2-3 学校のバリアフリー化に努めている。

2-4 個人情報の保護について教職員間の共通理解が図られている。

2-5 年齢や性差による固定的な役割分担がない。

## 【教科等の指導】

教科等の指導においては、一人一人が大切にされる授業や互いのよさや可能性が発揮できる取組など、人権が尊重される学習活動づくりに努めなければなりません。そのため、児童生徒一人一人の個性や教育的ニーズを把握し、学習意欲を高め、指導の充実を図っていく必要があります。

3-1 児童生徒の学習意欲や習熟の度合いを把握し授業に生かしている。

3-2 一人一人が活躍する場や課題を工夫している。

3-3 協力して活動できる場を工夫し、互いのよさを認め合えるような場を設定している。

3-4 丁寧な言葉遣いをし、承認・賞賛・励ましの言葉をかけている。

3-5 学習内容が定着していない児童生徒や支援を必要とする児童生徒に適切な支援を行っている。

## 【生徒指導、教育相談、進路指導】

生徒指導、教育相談、進路指導においては、児童生徒の生活や学力、児童生徒の思いや保護者の願い、家庭環境等についても十分把握し、一人一人を見つめ、課題を明らかにし、個に応じたきめ細かな指導を行う必要があります。

4-1 一人一人の児童生徒の個性や抱える問題等を把握するための取組を日頃から行っている。

4-2 児童生徒の問題行動等については、要因や背景を多面的に分析し、一人一人の抱える問題等への理解を深めつつ適切な指導や支援を行っている。

4-3 児童生徒一人一人の自己実現に向け、必要な手立てや支援を講じている。

4-4 教育活動や日常生活の中で、一人一人の児童生徒の人権が尊重されているかどうかを的確に判断し対処できている。

4-5 児童生徒が自他のよさを認め合える人間関係を形成していけるよう、適切な指導や支援を行っている。

## 【教職員研修】

人権尊重の視点に立った学校づくりを進めていく上で、まず、教職員が人権尊重の理念について十分理解し、互いの人権が尊重されているかを判断できる確かな人権感覚を身につける必要があります。

5-1 教職員の人権意識を高めるための研修を計画的に実施している。

5-2 児童生徒の実態や課題について共通理解を図り、課題解決に向けて取り組むための研修を実施している。

5-3 校外の人権研修に積極的に参加している。

5-4 校外の人権研修に参加した成果を、他の教員に伝える機会を設けている。

5-5 教職員の間で人権教育の実践の交流・評価が行われている。

## 【家庭・地域・関係機関等との連携】

人権尊重の視点に立った学校づくりの取組は、家庭、地域、関係諸機関等の人々に支えられてこそ、その効果が十分に発揮できます。日頃から家庭、地域、関係諸機関等と相互に情報を交換し合い、信頼関係を築いておく必要があります。

6-1 日々の児童生徒の様子や活動などを校外に発信するとともに、保護者や地域の声を受け止める双方向の関係になっている。

6-2 保護者が教職員に児童生徒のことを何でも相談できる雰囲気がある。

6-3 様々な機会をとらえて、家庭や地域の要望や児童生徒の実態を的確に把握し、教育活動に反映している。

6-4 校種間の連携の場を設定している。

6-5 人権教育の充実を図るため、校外の人材を積極的に活用している。

## 6 人権を尊重した授業づくりのためのチェックリスト

		内 容	チェック
計 画 等	1	児童生徒の発達段階を踏まえた単元目標及び次目標を設定しているか。	
	2	単元目標及び次目標を達成できる学習内容になっているか。	
	3	児童生徒のつまづきや次の授業に期待していることを把握し、指導計画が立てられているか。	
	4	本時の目標は、本時の評価規準と整合しているか。	
	5	わかる楽しい授業となるような教材研究をしているか。	
展 開 等	6	授業の開始と終了の時刻を、教師自身が守っているか。	
	7	学習規律が守らせているか。	
	8	指名するとき、児童生徒をあた名で呼んだりせず、「〇〇さん」など公平な呼び方をしているか。	
	9	板書は、授業内容を構造的で分かりやすく示すものになっているか。	
	10	発問や指名が特定の生徒に偏らないように配慮しているか。	
	11	児童生徒が興味・関心をもてる導入ができているか。	
	12	授業のねらいが明確に示され、児童生徒と共有しているか。	
	13	児童生徒が学習の見通しをもつことができるようにしているか。	
	14	児童生徒にわかりやすい発問や指示を行っているか。	
	15	児童生徒に考える時間を保障しているか。	
	16	間違いや失敗を大切に学習を進めているか。	
	17	授業者主導ではなく、児童生徒の意見を授業の展開に反映させるなど、双方向の授業展開となっているか。	
	18	児童生徒一人一人の言葉を傾聴し、出された意見や活動に対し適切な評価(承認、賞賛、励まし等)をしているか。	
	19	児童生徒一人一人の学習状況や理解度に応じた指導・支援を行っているか。	
	20	授業内容がわからない児童生徒をそのままにせず、適切な指導・支援がなされているか。	
	21	児童生徒に「わかった」「できた」という達成感をもたせるように工夫しているか。	
	22	児童生徒が自己決定、自己選択するなど、主体的に活動できる場面を設けているか。	
	23	授業者の一方的な思いでなく、児童生徒が主体的に考え、判断し、表現する場面を確保しているか。	
	24	児童生徒が互いの良さを認め合える場面があるか。	
	25	振り返りの時間を確保し、児童生徒に学習の成果を自覚させているか。	

# 7 理解を深めるために ①同和教育について

県教育委員会職員等研修会資料より一部抜粋

## 同和教育

### 「同和対策審議会答申」までの経過

- ◆明治 4（1871 年）「解放令」公布
- ◆昭和 21（1946 年）「日本国憲法」公布
- ◆昭和 36（1961 年）内閣総理大臣→同和対策審議会  
「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」
- ◆昭和 40（1965 年）同和対策審議会→内閣総理大臣  
答申

### 「同和対策審議会答申」

#### 前文

- ◆ 同和問題は人間の自由と平等に関する問題であり基本的人権にかかわる課題
- ◆ 同和問題の早急な解決こそ国の責務であり国民的課題

### 「同和対策審議会答申」

#### 第 1 部 同和問題の認識 (1)

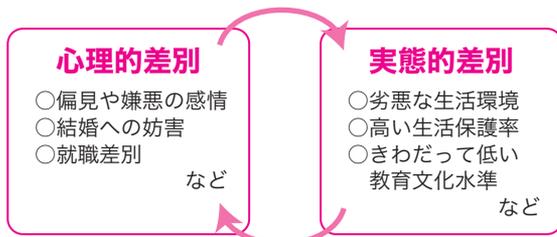
##### 同和問題の本質

- ◆ 日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別
- ◆ 日本国民の一部の集団が、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害されているという重大な社会問題

### 「同和対策審議会答申」

#### 第 1 部 同和問題の認識 (2)

- ◆ 心理的差別が原因となって実態的差別をつくり、反面では実態的差別が原因となって心理的差別をつくる悪循環



### 「同和対策審議会答申」

#### 第 3 部 同和対策の具体案

- ◆ 同和対策は、日本国憲法に基づいて行われるもの
- ◆ 生活環境の改善、社会福祉の充実、産業職業の安定、教育文化の向上及び基本的人権の擁護等を内容とする総合対策

※同和行政は国の責任において当然行うべき行政であり、部落差別が現存する限りこの行政は積極的に推進されなければならない。

## 特別立法による同和対策

昭和 44 年～  
昭和 57 年

**同和対策事業特別措置法**

昭和 57 年～  
昭和 62 年

**地域改善対策特別措置法**

昭和 62 年～  
平成 14 年

**地域改善対策特定事業に係る国の  
財政上の特別措置に関する法律**

## 同和審答申から 50 年経た本県の状況

- ◆劣悪な生活環境が差別を生み出していた状況は大きく改善
- ◆教育の機会均等や基礎学力の向上等様々な面での較差が大きく改善

### ■主な差別事件等

- ・同和地区の問い合わせ
- ・中古在宅販売会社に係る差別事件
- ・インターネット上の差別書き込み
- ・戸籍謄本等の不正取得事件
- ・生徒間での差別発言

**Q. 法律が失効したということは、  
同和問題は解決したのか。**

同和問題解決の基本的方向

特別措置法が失効しても、同和問題解決への取組は終了していません。

**Q. 自分の住んでる地域には地区がない  
から勉強しなくていいのか？**

「同和地区に限定された特別の教育ではなく、全国民の正しい認識と理解を求めるといふ普遍的教育の場において、考慮しなければならない。」

『同和対策審議会答申』より

## 7 理解を深めるために ②障害者差別解消法について

### 障害者差別解消法ってなに？

#### 差別を禁止する法律をめぐる世界の動き

2006（平成18）年12月、障害者権利条約が国連で定められました。障害者のために新しい権利をつくれた条約ではなく、障害者が社会の一員として尊厳をもって生活することを目的にしています。そして、条約の原則の一つが、障害に基づく差別をなくすことです。

条約の原則とは：

- (a) 固有の尊厳、個人の自律（自ら選択する自由を含む。）及び人の自立に対する尊重
- (b) 非差別
- (c) 社会への完全かつ効果的な参加及びインクルージョン…
- (d) 機会の平等〔均等〕…（第3条より）

#### 諸外国では

欧米諸国やオーストラリア、韓国など、多くの国ではすでに障害者の日常生活・社会生活を送る上での機会の平等を保障する法律＝差別を禁止する法律ができています。

#### 日本では

- 障害者権利条約の批准のために、障害者基本法改正、障害者総合支援法の成立など、制度改革が行われてきました。障害者虐待防止法もでき、虐待防止の取組も進んでいます。
- 障害以外の分野では、すでに、男女の雇用分野における機会の平等を確保する（＝差別を禁止する）ために「男女雇用機会均等法」があります。
- 千葉県をはじめとして、北海道、岩手県、熊本県、長崎県、さいたま市、八王子市などでは早くから障害者の権利に関する条例ができており、障害を理由にした差別を禁止しています。
- 障害者権利条約批准のためには、差別を禁止する法律が必要です。
- 2012（平成24）年9月、内閣府の障害者政策委員会のもとに差別禁止部会意見（「部会意見」）がまとめられました。それをもとに、2013（平成25）年6月、国会で障害者差別解消法が成立しました！

## 障害ってなに？ 障害者ってどんな人？

### いま世界は「障害の社会モデル」

これまで「障害」とは、目が見えない、歩けないなど、その人がもっている性質だけから生じると、多くの場合考えられてきました。しかし、それだけでなく、そうした個人の性質のために、働けなかったり、様々な活動に参加できなかったりするような社会のしくみ（人々の偏見、建物や制度など）にも問題があり、そのような社会と人との関わりから「障害」が生じると考えられています。

また、社会で様々な活動をする時に、障害のある人が、障害のない人より不利になることが多く見受けられます。今までは、そうした不利の原因をその人のもつ機能障害のせい、と考えてきました（「障害の医学モデル」の考え方）。しかし、障害者権利条約は、機能障害のことを考えないでつくられた社会のしくみ（社会的障壁）に原因があるとしました。この考え方が「障害の社会モデル」です。この考え方が生まれてから約40年。ついに国際的なルールとなりました。

社会モデルの考え方は、すでに日本でも障害者基本法の定義に取り入れられています。

#### 障害者基本法 第2条（定義）

1. **障害者** 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
2. **社会的障壁** 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

障害？



社会モデル  
???

## Q 障害者差別解消法って、どんな法律？

A この法律は、26の本則の条文と附則からできており、①障害を理由に差別的取扱いや権利侵害をしてはいけない。②社会的障壁を取り除くための合理的な配慮をすること。③国は差別や権利侵害を防止するための啓発や知識を広めるための取組を行わなければならないことを定めています。

## 差別解消法は基本法4条を具体化する法律？

A 障害者基本法第4条では、①差別する行為を禁止し、②社会的バリアを取り除くための合理的な配慮をしないと差別になる、と定めています。これを具体的に実現するための法律が差別解消法です。

## なぜこの法律が必要なの？

A だれもが、「差別はいけないこと」と思っていますが、残念ながら差別と思われることがたくさん起きています。そして多くの場合、きちんと解決されずに、結果的に障害のない人との平等な機会などを奪われているのが現状です。だからこそ、障害のない人との平等な機会などの保障（＝差別の禁止）のためにも、「何が差別か」をきちんと判断できる「ものさし」として差別から守るための法律が必要なのです。

## 障害者を特別扱いする法律なの？

A いいえ。障害者権利条約も、各国の差別を禁止する法律も、障害者を優遇したり、新しい権利をつくったりするものではありません。この法律は、憲法や人権条約で保障されている権利を、障害者にも同じように保障するためのものです。

## Q この法律の目的は？

A 障害があってもなくても、だれもが分けへだてられず、お互いを尊重して、暮らし、勉強し、働いたりできるように差別を解消して、だれもが安心して暮らせる豊かな共生社会の実現を目的としています。(第1条より)

## Q この法律で対象となる障害者は？

A 障害者基本法第2条と同じく、障害のある人すべての人が対象になります。障害者手帳を持っていなくても対象になります。

## Q この法律の目的は？

A 障害者差別解消法では2種類の差別を禁止しています。

### (1) 不当な差別的取扱い

①「見えない」「聞こえない」「歩けない」といった機能障害を理由にして、区別（分けること）や排除、制限をすること

(例1) それまで利用していたインターネットカフェが、その人に精神障害があるとわかった途端、店の利用を拒否した。

(例2) 聴覚障害のある人が、一人で病院を受診したところ、「筆談のための時間がとれない」との理由で、手話通訳の派遣の依頼もせずに受診を断られた。

②車いすや補装具、盲導犬や介助者など、障害に関連することを理由にして、区別や排除、制限をすること

(例) 盲導犬を連れた人が「動物は店に入れることができません」とレストランの入店を拒否された。

※ただし、上の①、②の行為が、誰が考えても目的が正当で、かつ、その扱いがやむを得ないときは、差別になりません。

### (2) 合理的配慮を行わないこと（合理的配慮の不提供）

障害のある人とない人の平等な機会を確保するために、障害の状態や性別、年齢などを考慮した変更や調整、サービスを提供することを「合理的配慮」と言い、それをしないと差別になります。

ただし、その事業者などにとって大きすぎるお金がかかる場合などは合理的配慮を行わなくても差別になりません。「変更や調整」とは何でしょうか。以下のように整理してみました。

#### 時間や順番、ルールなどを変えること

(例1) 精神障害がある職員の勤務時間を変更し、ラッシュ時に満員電車を利用せずに通勤できるように対応する。

(例2) 知的障害がある人に対して、ルビをふったりわかりやすい言葉で書いた資料を提供する。

#### 設備や施設などの形を変えること

(例) 建物の入口の段差を解消するために、スロープを設置するなど、車いす利用者が容易に建物に入ることができるように対応する。

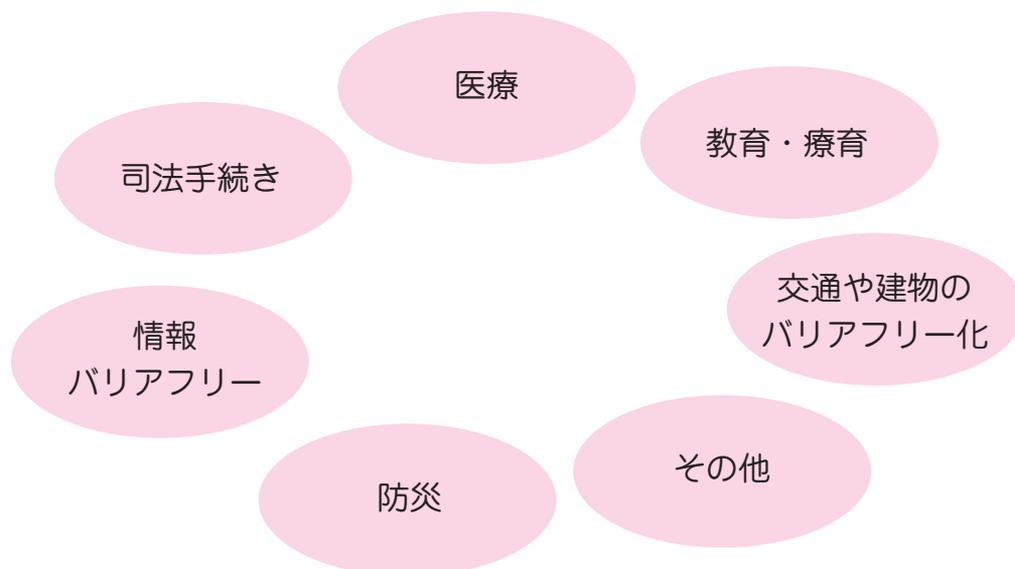
#### 補助器具やサービスを提供すること

(例1) 視覚障害がある職員が仕事で使うパソコンに音声読み上げソフトを導入し、パソコンを使って仕事ができるようにする。

(例2) 発達障害者のために、他人の視線などをさえぎる空間を用意する。

### Q この法律で差別が禁止されている分野は？

A 障害者基本法の第2章に定められているすべての分野です。障害者の日常生活、社会生活をカバーする幅広い分野になります。



「障害者差別解消法ってなに？」(日本障害フォーラム (JDF)) を引用して作成

## 7 理解を深めるために ③性的マイノリティについて

### LGBTの子供が安心できる環境をつくる方法

ストップいじめ!ナビ© NPO法人ストップいじめ!http://stopijime.jp/adultより一部転載

「自分はLGBTかもしれない」「自分は周りの人たちとは違うかもしれない」と思っている子どもたちは、自分の悩みや困っていることを、どのように言葉にしたらいいのか戸惑うことがしばしばあります。また、誰かに話す（カミングアウト）には、相当の勇気や心の準備がいります。カミングアウトしてもしなくても、安心してそこにいられる場所を作る必要があります。

#### ①「カミングアウト」しなくても安心できる体制をつくる

##### ★学校の方針として

- 「人と違う子であっても、同じように尊重されるべきだ」と学校が公式なメッセージを出し、性的指向や性自認に関わりなく、すべての生徒を守ることを学校の方針の中に明記しましょう。
- 男女別の制服の着用や、トイレ・更衣室・入浴施設・健康診断の利用、男女別のカリキュラム等への参加が困難な子供がいます。子供が事情を深く説明しなくても、これらの利用に際して不都合がなるべくおきないように「入浴や健康診断は個別対応ができる」「車いす用トイレ/だれでもトイレは必要に応じてだれでも使用できる」などのアナウンスがあれば、より安心して学生生活を送ることができます。

##### ★授業やクラスの中で

- LGBTをおとしめるような冗談が出たら、すぐにその場で「いろんな人がいていい」と伝える。誰が味方になってくれるかそうでないかを、悩んでいる子供ほど注意深く観察しています。このような言動には「すぐに/その場で/そのたびごとに何回も伝えること」が、再発防止にもっとも有益だと言われています。
- 保健や家庭科の授業を「異性愛」中心にせず、一言でもLGBTを意識した言葉を添えること。さらには国語や英語、社会科の授業などでもLGBTに触れたり、「いろんな人がいていい」という肯定的なメッセージを発信したりすることはできます。いざとなったら相談できる大人がいるサインを出しましょう。

## ★保健室や図書館等の活用

- カミングアウトしない子供が圧倒的多数であることを前提に、場づくりを考えましょう。用がなくてもなんとなく保健室に出入りする子供の中には必ずLGBTの子供が存在しています（調査）。養護教諭やスクールカウンセラーとの雑談が得意でも、LGBTのことは何年も話せないことが多くあります。
- 保健室や廊下にLGBTに関するポスターやチラシを設置する。話せなくても、ポスターやチラシでLGBTについて肯定的な情報がそこにあることで、「ここは安全な場所だ」というメッセージを伝え、安心してもらうことができます。
- 図書館に本を設置して紹介する。現在、LGBTについて知ることができる様々な本やDVDが出版されています（参考文献）。悩んでいる子供本人が図書館で手にするには勇気がいりますが、資料があることで本人の不安感は軽減され、周囲の人々の理解を深める上でも重要な手掛かりとなります。

## ② もし相談/カミングアウトをされたら

### ●子供のプライバシーを守ること。

子供から相談を受けたことを、大人の判断で、両親や他の誰かに許可なく伝えるのは控えましょう。多くの場合、LGBTの子供は家族の中でも孤立していることが少なくありません。もっとも知られたくないのが家族であることもしばしばあります。本人の許可を得たうえで、誰に話すのかを一緒に考えましょう。

### ●わからないことは本人に聞き、本人と一緒に考えること。

LGBTと言っても、個人の求めていることやニーズは人それぞれ異なることが多くあります。本を読むなどして正確な知識を得つつも、本人が求めていることを「どうしたい？」と確認する必要があります。

### ●本人の望んでいる対応ができない場合には、どこが落とし所なのかを丁寧に話し合うこと。

100%が実現できないからといって何もしないのではなく、できることが何かをお互い探ってください。

### ●資料や外部団体を利用すること。

子供本人がつながることが難しい場合、相談を受けた周りの人が外部自助グループに相談することや、代わりに情報を伝えることも可能です。子供本人が自分で考えていく上で、資料の紹介や情報提供を行うことも望ましいでしょう。

## もっと詳しく知りたいときは

### 《参考図書》

- 伊藤悟・虎井まさ衛著 『多様な「性」がわかる本』（高文研2002年）
- 野宮亜紀ほか著 『プロブレムQ&A 性同一性障害って何?』（緑風出版 2011年）
- 伊藤悟ほか著 『プロブレムQ&A 同性愛って何?』（緑風出版 2003年）
- 砂川秀樹・RYOJI編 『カミングアウト・レターズ』（太郎次郎社エディタス 2007年）
- 石川大我著 『ボクの彼氏はどこにいる?』（講談社文庫 2009年）
- NHK「ハートをつなごう」制作班 監修 『LGBT BOOK』（太田出版 2010年）

### 《無料冊子・パンフレット》

- 『親と子と教員のためのLGBT入門ガイド』（PDF形式）（日英LGBTユースエクステンジブプロジェクト実行委員会 2009年）
- 「かながわレインボーセンター SHIP」による 学校向けポスター・レター

### 《DVD》

- 『セクシュアル・マイノリティ理解のために～子どもたちの学校生活ところを守る～』（“共生社会をつくる”セクシュアルマイノリティ支援全国ネットワーク 2010年）
- 『高校生向け人権講座・もしも友だちがLGBTだったら?』（新設Cチーム企画 2010年）
- 『小学生向けDVD教材 いろんな性別 LGBTに聞いてみよう』（新設Cチーム企画 2012年）
- LGBTとその周囲の人たちのための相談機関一覧

### 《動画》

セレニティ連続講座「セクシュアルマイノリティ」

1. 明智カイト：ホワイトトリボンの紹介と活動実績
2. 遠藤まめた：LGBTの基礎知識と自殺の現状
3. 明智カイト：当事者としての体験談
4. 遠藤まめた：支援の現場からの体験談
5. 今後の目標

## 性的マイノリティの子供が学校の中で抱える困難や課題（小学校編）

※内容については、LGBT当事者の声です

### どんな小学校生活だった？

好きなアイドルについて話せなかった

異性とばかり遊んでいたら「中性」とからかわれた

#### ◆対応のヒント◆

自分の好きなものを好きだと言えない、もしくは自分のことを偽って過ごすのは誰にとってもとても辛い経験です。児童が辛い気持ちを打ち明けてくれた時は、その気持ちを受け止めましょう。「〇〇さんは〇〇が好きなんだね」と人と比べずにほめるようにし、自分自身を肯定する気持ちを育てましょう。

まわりから「ホモ、おかま」  
だとうわさされた

自分ではよくわからない感情があり、  
それを周囲に伝えられず苦しかった

#### ◆対応のヒント◆

うわさしている児童には、テレビで言われている言葉でも傷つく人がいることと、うわさすること自体良くないことだと伝えましょう。「おかまと呼ばれることが嫌だ、と先生に言ったら対応してくれてクラスの雰囲気が変わった」という声もありました。対応はケースバイケースですが、先生が「嫌な思いをしている」という子供のメッセージをスルーしないことが何より大切です。

スカート履きたくなくてズボンばかり履いていたら、スカートを履くことを強制され地獄のような日々だった

#### ◆対応のヒント◆

自分が他の人と違うと気づいても学校でLGBTについて学ばないため、「自分の変な子なんだ・・・」と苦しんでいる児童がいます。LGBTの本を図書館に置いてみたり、LGBTについて学ぶ機会をつくったりして、「いろんな人がいるんだ」というメッセージを伝えましょう。

男の子だから、伸ばしていた髪を切られたがショックでたくさん泣いた

#### ◆対応のヒント◆

トランスジェンダーの児童は、ランドセルの色、男女別の授業、男女別の持ち物などに苦しんでいます。男女で色分けするのではなく、それぞれ好きなものを選ぶよう後押ししましょう。からかっている児童は放置せず、注意しましょう。

## 先生からの対応や、授業、部活などで困った、嫌だったことは？

保健の授業で、「みんな異性を意識する」と言っていて居心地が悪かった

### ◆対応のヒント◆

「誰かを意識するようになります」という言い方に変えてみましょう。「相手は同性のことも異性のこともあります」と付け加えるとより丁寧でしょう。

「もっと男子（同性）と遊びましょう」と通信簿に書かれて嫌だった

### ◆対応のヒント◆

異性と遊ぶことが好きな子、同性と遊ぶことが好きな子、さまざまです。その子が居心地よく友達と過ごせることを優先しましょう。

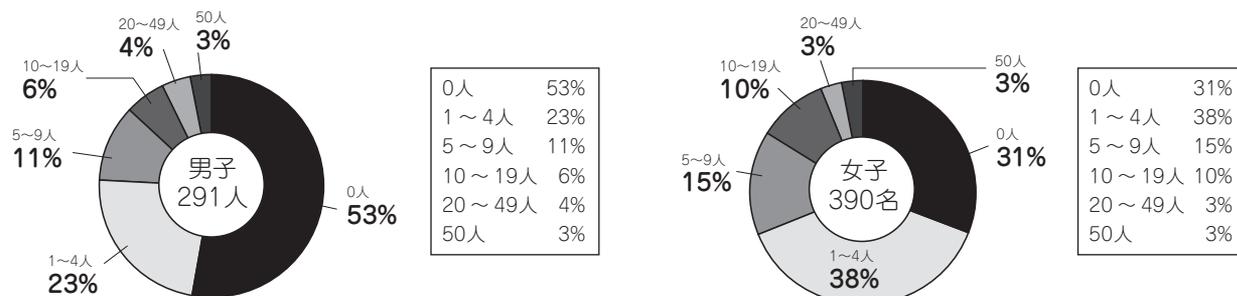
性教育の授業で自分の身体について答えるのがしんどかった

### ◆対応のヒント◆

性器や性機能はプライベートな部分です。自分については話したくない子もいることを尊重しましょう。

## Q 研究調査 | 小学生から高校生の間に自分がLGBTであることを話した人数（当時）

本調査における「男子」「女子」について：今回の調査では、学校内でそれぞれが「男子」「女子」として扱われる場面が大半であることを考慮して、あえて生物学的な性に沿った表記とさせていただきます。



LGBTの学校生活に関する実態調査（2013）<http://www.endomameta.com/schoolreport.pdf>

## 見直してみよう!!

- 班分けを男女で分けないようにする
- 「くん」「ちゃん」を使わず児童が呼ばれたい呼び名を使う
- 席替えのときの名前を囲む線の色を赤と青にしない
- トイレのスリッパの色を見直す
- どんなランドセルの色でも持ってきやすいようにする

## 性的マイノリティの子供が学校の中で抱える困難や課題（中学校編）

※内容については、LGBT当事者の声です

### どんな中学校生活だった？

制服もあり、何事も男女で分かれていて窮屈だった

だんだん男女に分かれて遊ぶようになって、周りに合わせるのが嫌だった

「おとおんな」とからかわれた

修学旅行がよかった

トイレが入りづらかった

自分が「おかま」と呼ばれる大人になることを自覚することが恐怖だった

#### ◆対応のヒント◆

トランスジェンダーの生徒が不登校になる主な理由に制服があげられています。ジャージの着用を認めたり、パンツスタイルを選べたりする学校も増えてきています。校則を守らずスカートの下にズボンを履いている生徒がいたら、注意する前に理由を聞いてみるのもいいかもしれません。校則を守ることも大事ですが、生徒の気持ちに配慮できるよう心がけましょう。

同性を好きになってすごく悩んだ

学校に安らげる場所がなかった

友達と好きな人の話をするのが辛くてうそをついていた

#### ◆対応のヒント◆

嘘をつきながらやり過ごしている生徒がほとんどです。異性愛者を装うしんどさが強い人ほど、自尊心が低く、抑うつ割合が高くなるという調査結果もあります。

### 先生からの対応や、授業、部活などで困った、嫌だったことは？

「おかま」という言葉を冗談で使われることが苦痛だった

「女（男）らしくしろ」と言われること

親の前で「ホモの道に進むのは勝手」と言われた

「ゲイは嫌いだ」と言っている先生がいた

男子同士で仲良くしていたら、先生から「そんなことをしたらホモになるぞ」と言われた

#### ◆対応のヒント◆

生徒は先生の言葉をしっかり聞いています。子供同士より、むしろ大人が使う言葉に傷つくことが多いという調査結果もあります。もしうっかり発言してしまった時は、「ごめん、今のは先生の言い方が悪かった」とすかさず訂正しましょう。

体育やプールの授業が嫌で、プールはすべて欠席していた

#### ◆対応のヒント◆

特定の生徒に許可するのではなく、全員にラッシュガードを許可するなど、当事者の生徒がカミングアウトしなくても居心地よく過ごせる工夫をしましょう。

保健の授業で同性愛はタブー視されている雰囲気があった

#### ◆対応のヒント◆

「平均」「一般」について話す必要がある一方で、LGBTなどのマイノリティに配慮のある授業を心がけましょう。授業の中で、「思春期に誰かを好きになるかもしれない、ならないかもしれない」という言い方に変えましょう。

## 先生からの対応や、授業、部活などでよかった、助かったことは？

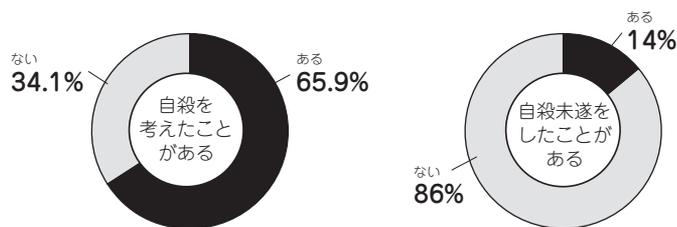
同性が好きだと先生に打ち明けたが驚かれなかったこと

#### ◆対応のヒント◆

打ち明けられということは、信頼の証です。その気持ちをまずは精一杯受け止め、表現しましょう。「教えてくれありがとう」の一言、次の相談のきっかけにつながります。

※出典：日高庸晴 2000, ゲイ・バイセクシュアル男性の異性愛者的役割葛藤と精神的健康に関する研究, 思春期学 18 巻 3 号, 264-272, 日本思春期学会

### Q 研究調査 | 自殺を考えたことがある・自殺未遂をしたことがある



日高庸晴・市川誠一・木村博和「厚生労働省科学研究員補助金エイズ対策研究事業  
ゲイ・バイセクシュアル男性の健康レポート2」2007年  
<http://www.j-msm.com/report/report02/index.html>

## 見直してみよう!!

- LGBTの掲示物をはってみよう
- 朝礼や始業式でLGBTについて話してみよう
- LGBTの本を紹介してみよう

## 性的マイノリティの子供が学校の中で抱える困難や課題（高等学校編）

※内容については、LGBT当事者の声です

### どんな高校生活だった？

同性愛にはポルノのイメージしかなく、ずっと自分のセクシュアリティに混乱していた

本当の自分が出せず、素の自分でいられなかった

自分の存在を恨んだり、困惑していた

同性の先輩を好きになったが、悪いことをしている気持ちだった

クラスメイトの「おれは男好きちゃうから」という言葉がズンと響いた

#### ◆対応のヒント◆

高校に入ると、自分の性自認や性的指向がはっきりしてくる生徒も多くいます。将来について考える授業も多くなる中で、性的マイノリティの生徒にはロールモデルがありません。どうやって生きていけばいいのか悩みながら高校生活を過ごしています。悩み始めた時に相談できるように、当該生徒だけではなく、すべての生徒に向けてLGBTの相談窓口や、自助グループなどを紹介しましょう。

### 先生からの対応や、授業、部活などで困った、嫌だったことは？

異性愛者以外の人が生徒にいることは全く前提とされなかった

家庭科で女子がクッキーを作り男子にプレゼントをするイベントがあり苦痛だった

LGBTのことを先生たちが知っているとは全く思えなかった

#### ◆対応のヒント◆

「社会の」授業で同性婚について取り上げる、「英語」でカミングアウトしているLGBTの歌手の歌を取り上げるなど、できることを見つけてみましょう。掲示物、学級通信、朝礼、始業式などでLGBTについて触れるのも一つです。

カミングアウトしたら、「私もそうやったよ～」と、適当に共感されたのがすごく嫌だった

#### ◆対応のヒント◆

カミングアウトはとても勇気のいる行為です。近いセクシュアリティでも困っていることは生徒の環境によって異なります。話してくれたことをまずは受け止め、なぜ勇気のいるカミングアウトを自分にくれたのかを考えながら対応しましょう。

性的ないじめを受けた

### ◆対応のヒント◆

いじめを受けても、その理由を言うことがカミングアウトになってしまうために、誰にも相談できていない場合があります。普段からLGBTについての理解を示すことで、相談してもらいやすくなります。また、生徒だけでなく、保護者にもLGBTの理解を広めることで、支援を受けやすくなります。

## 先生からの対応や、授業、部活などでよかった、助かったことは？

担任の先生のおかげでズボンで通わせてもらうことができた

先生が家に来て見守ってくれていた

校則でタイツを強制されたが、先生が代替案を提案してくれて助かった

カウンセリングに行くことができた

制服がない学校を選んで入学したので、安心して学校に行くことができるようになった

学問の面白さをいろんな先生に教えてもらうことが生きる希望になった

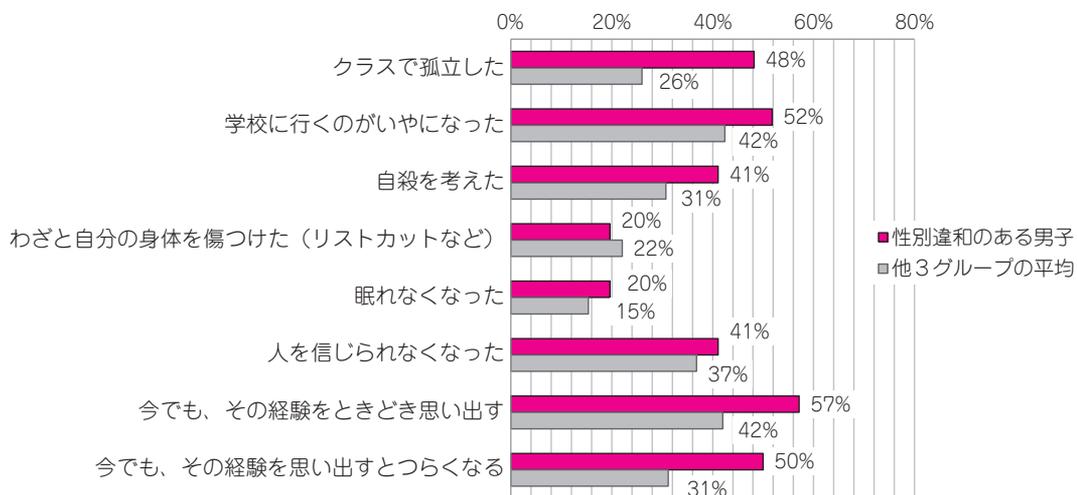
男女でわけて話をしない先生は信頼できると感じた

先生に打ち明けたら「先生のまわりにもいる」と言われて救われた

先生が思春期の一時の気の迷いだと受け取らずに真剣に聞いてくれて救われた

英語の先生が「誰かを好きになること自体がすばらしく、同性同士でも同じだ」と授業で言っていて、自分のことを肯定できた

Q 研究調査 いじめや暴力を受けたことによる影響 (複数回答可)



LGBTの学校生活に関する実態調査 (2013) <http://www.endomameta.com/schoolreport.pdf>